

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年7月10日（金）午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

萩本 一浩
鞍本 敏男
有馬 日夫
笹岡 健一
矢鉾 次義
湯野 和也
内田 孝光
木村 秀子
橋本 一郎
平野 英明
宮本 光次郎
上原 誠
本田 友治
吉永 安圭美
黒田 浩一郎
松田 林一
湯治 裕子

4. 欠席委員（2人）

松本 吉充
松田 浩一郎

5. 出席推進委員（19人）

本田 あゆ子
廣瀬 範明
齊藤 光幸
中西 千代志
井戸 繁夫
岡崎 健治
澤野 豊美
川上 貴博
石田 雄一
西田 ちみ子
有村 敏之
高木 淳
瀬本 浩和
杉山 秀治
村田 裕之
緒方 道弘
金水 光

宮山 卓也
岩村 広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|--------|--------------------|
| 第1 | 議案第15号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第16号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第17号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第18号 | 農地法第5条事業計画変更申請について |
| 第5 | 議案第19号 | 農用地利用集積等促進計画について |
| 第6 | 議案第20号 | 非農地通知について |
| 第7 | 議案第21号 | 非農地証明願について |
| 第8 | 議案第22号 | 農地利用最適化推進委員の委嘱について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	山本 康博
係長	井上 真由美
主幹	柿本 光明
参事	泉 正裕
主任	川口 愛可里

8. 会議の概要

事務局長	総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。 ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いいたします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いいたします。 それでは、ただいまから7月の総会を開会したいと思います。 本日は、松本吉充委員、松田浩一郎委員から欠席の連絡が入っております。 本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。 それでは、7月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。 最初に、本日の議事録署名委員を指名します。18番、笹岡健一委員、19番、内田孝光委員にお願いいたします。 それでは、議事に入ります。 議案15号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、売買による取得が8件、贈与による取得が3件ありました。地目は、田8, 198平方メートル、畑2, 001平方メートル、合計10, 199平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

1番、八千把。

推進委員

議長

3 番、二見。

推進委員

議長

4番、鏡。

推進委員

議長

6 番、鏡。

推進委員

議長

7番、鏡。

農業委員

3

議長

推進委員

議長

推進委員

議長

議長

議長

事務局

4

議長	はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。 1 番、太田郷。
推進委員	太田郷地区担当の益田です。申請番号 1 番について説明いたします。 7 月 2 日、松田委員と申請地の確認を行いました。場所は、〇〇〇〇〇から東へ約△キロ先の住宅地に位置します。転用の目的は、過去に許可申請書を提出されたそうですが、今回調べたところ、転用許可済みか確認ができませんでした。再度許可を得るために申請書を提出することになりました。周辺に農地はなく、地元の担当者として何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	2 番、東陽。
推進委員	東陽地区担当の宮山です。申請番号 2 番について説明します。 6 月 3 0 日、黒田農業委員と申請人である〇〇さんと私とで現地の方を確認しました。現地の方はですね、〇〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇を〇〇の方に△キロほど行ったところの〇〇になります。〇〇△△年に農業用倉庫として今まで活用していましたが、今回、転用許可を受けていないことが判明しましたので、今回の申請となります。なお、無断転用でしたので始末書の方が添付されています。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ、挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 次に、議案第 1 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 1 7 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、議案書 5 ページから 8 ページのとおり付議いたします。今月の申請は、所有権移転が 1 1 件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、1 番、1 0 番及び 1 1 番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしく申し上げます。
議長	はい。ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。

	人住宅を建築したいということです。申請地南側に道路があり、その他は住宅に囲まれていて、周辺には農地はなく、何ら問題はないと考えられます。ご審議方よりしくをお願いします。
議長	8番、高田。
推進委員	高田地区担当の湯野です。申請番号8番と申請番号9番について説明します。 まず、申請番号8番。申請地は、八代市豊原下町、面積△△△平米となっております。申請場所は、国道3号線、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇へ△キロぐらい行ったところ。〇〇〇〇〇を〇〇して〇〇を△△△メートルくらいのところにあります。転用目的ですが、中型車の通行が困難なため、申請地を購入して進入路として使用したいということです。なお、雑草が現在、生い茂っていますので本人に確認しましたら、進入路造成完了時に整地するという事です。 申請番号9番、申請場所は、国道3号線、〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇方面へ△キロくらいして、〇〇して△△△メートルくらい、△メートル幅くらいの道路のところにあります。転用目的は、現在、アパートに住んでおられますが、申請地の土地を購入して住宅を建築したいということです。周りは、減反地と住宅地となっており、周囲に与える影響は少ないと思います。なお、両隣の水田は、現在、減反地となっており、周囲に与える影響は少ないと思います。ご審議よりしくをお願いいたします。
議長	10番、泉
推進委員	泉地区、岩村です。10番、11番について説明いたします。まず、どちらも5月14日に松田農業委員さんと事務局と立ち会って調査を実施しました。 まず、10番ですが、以前から〇〇の方が住宅を建築して住んでおられましたが、今回、譲渡にあたり転用許可がされていなかったということが判明したため、今回の申請になっております。 続いて、11番、同じく、譲受人の宅地内にあります。こちらも駐車場にして利用していたということで、転用許可がされていなかったということでの申請になっております。両案件とも無断転用ということで、始末書の方が添付されております。何ら問題はないと思います。ご審議よりしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 なお、5番の龍峯の案件は、3,000平米を超えるため、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。

	次に、議案第 18 号農地法第 5 条事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 18 号農地法第 5 条業計画変更申請について、議案書 9 ページのとおり付議いたします。 今月の申請は、2 件で、その内容は議案書記載のとおりです。 転用行為を行うのに必要な資力が確保されていること、用途に供する見込みが確実であること、などから、承認できると判断しました。 なお、議案第 17 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 6 ページの申請番号 4 番及び 7 ページの申請番号 5 番と同時に申請がなされております。 それでは、ご審議方よろしくをお願いいたします。
議長	はい。ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いいたします。 1 番、松高
推進委員	松高地区の井戸です。先ほどの農地法第 5 条の 4 番と同一の申請地となりますが、半年前に転用許可が下りておりまして、△〇〇から△〇〇に変更になりました。何ら問題はないかと思います。ご審議方よろしくをお願いします。
議長	2 番、龍峯
推進委員	龍峯地区の岡崎です。先ほど、農地法第 5 条のところでも説明をいたしましたけれど、7 月 4 日に笹岡委員と現地確認を行ってまいりました。当初計画は、△△△に申請許可を受けておりましたが、〇〇の〇〇〇〇〇の〇〇〇の計画判明により、現行のままでは道路からの入口が急勾配になるなど、大型車の進入やフォークリフトの作業等が危険なために、隣接地を取得して建物の位置を変更することになっております。何ら問題はないと思いますので、ご審議方よろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございます。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。 なお、2 番の龍峯の案件は、3, 0 0 0 平米を超えるため、県の諮問会議に許可相当として進達いたします。 次に、議案第 19 号農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局	議案第 19 号農用地利用集積等促進計画について議案 10 ページから 22 ページのとおり付議いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。 今回の案件は、賃貸借は、一括契約が 17 件、再配分が 1 件、所有権移転は、機構買入が 5 件、機構売渡が 2 件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。 なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。 議案第 19 号の説明につきましては、以上です。
議長	はい。ありがとうございました。 ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんから何か質問はありませんでしょうか。 ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	それでは質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案通り決定することといたします。 それでは次に、議案第 20 号非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 20 号非農地通知について、議案書 23 ページのとおり付議いたします。 この案件は、利用状況調査の結果、各委員に非農地と判定された農地について審議をお願いするものです。非農地通知は、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断基準に基づき審議するもので、非農地と判定した場合は、所有者に対して非農地通知を送付するとともに、県、法務局等の関係機関に非農地通知一覧を送付するものです。内容につきましては議案書記載のとおりです。
議長	はい、ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いいたします。 1 番、泉。
推進委員	泉地区担当の岩村です。1 番、2 番について、私から説明をいたします。 両案件につきましては、5 月 14 日、松田農業委員さんと実施した利用状況調査において、再生利用が困難な農地と判断したところです。 まず、1 番につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇に至る〇〇の沿線に

	ございます〇〇から〇〇〇方向に約△キロ上がったところにあります。この地区は、低木が林立しており、非農地として何ら問題ないと考えられます。 2 番につきましては、市道の間接点のちょうど上部にあたります。こちらは、大木、高木が林立しており、非農地として何ら問題ないというふうに考えられますので、ご審議方よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることとし、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないため、地権者、八代市長、法務局に通知を発出いたします。 次に、議案第 2 1 号非農地証明願について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 2 1 号非農地証明願について、議案書 2 4 ページのとおり付議いたします。今月の申請は 1 件で、その内容は議案書記載のとおりです。 申請地は以前より山林として利用していましたが、今般、地目が焼畑であることが判明しました。現地は山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、6 月 1 5 日に泉地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。 ご審議をお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いいたします。 1 番、泉。
推進委員	泉地区の岩村です。先ほど事務局からも説明がありましたが、6 月 1 5 日に松田農業委員さん、私、事務局職員、一緒に現地調査を行いました。現地は、ちょうど〇〇〇〇というところがありますが、〇〇〇〇と〇〇〇〇〇を分ける〇がございしますが、それから〇〇〇の方に下っていく途中で、山の稜線から、〇に稜線が下りてきたところに位置しており、ちょうど林道を挟む形でございます。焼畑に植林をしたということで、現在は、樹齢△△年を超える大木が林立しており、山林の様相を呈しておりますので、何ら問題はないと考えます。 ご審議方よろしく願いいたします。
議長	はい、ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

	(質問、意見なし)
議長	では、異議がなければ挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたしました。 それではここで、追加議案が1件ございますので、議案の配布をお願いいたします。 (事務局、追加議案書を配布) 議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、ただ今、配布いたしました議案書25ページのとおり付議いたします。 高田地区の農地利用最適化推進委員補充のため、5月18日から6月17日までの間、公募期間を設け、募集を行いましたところ、1名の推薦がありましたので、農地利用最適化推進委員候補者評価委員会からの報告を受け、提案したものです。 候補者については、議案書記載のとおりです。 ご審議方よろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆さんから何かご質問、ご意見はございませんか。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議長	それでは、議案第22号 農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議がなければ挙手をお願いいたします。 (挙手全員)
議長	挙手全員ということで認めることとし、本田繁幸氏を農地利用最適化推進委員に委嘱することに決定いたします。 本日予定の議案はすべて終了しました。 今月は、農地法第5条許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので報告いたします。 それでは、これをもちまして7月の八代市農業委員会を閉会いたします。 皆様おつかれ様でございました。

八代市農業委員会会議規則第 19 条第 1 項の規定により署名する。

令和 8 年 7 月 10 日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員